

令和4年4月11日

保護者の皆様

京都市立神川小学校

校長 伊藤 卓也

## 台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。  
なお、電話での学校への問い合わせはご遠慮ください。

### 1. 登校前に発令された場合

（1）「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

（2）「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前 7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前 9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業  
<9時55分に町別の集合場所に集まって、集団登校>
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時50分）から始業（給食は中止）  
<13時に町別の集合場所に集まって、集団登校>
- ・午前11時現在、暴風警報発令中の場合 臨時休業

### 2. 在校中に発令された場合、発令されそうな場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留めておくこととし、その後、帰宅（登校班での集団下校）させるかどうかを決定します。また、下校の際は「個人カード」の裏面に記入していただきたい下校の方法をとらせていただきます。（当日、下校の方法を変更されるときは、連絡帳等で必ず担任に伝えてください。）尚、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこといたします。

※ 非常措置の情報は、学校のホームページやPTAメール配信でも発信しますので、気をつけてチェックしていただくようお願いいたします。

### 3. 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長時間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール配信等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

### 4. 避難指示が発令された場合について

#### 「水害の避難指示について」

本校の学区である神川（久我）学区は、「桂川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。神川（久我）学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。